

全建事発第 112 号
令和 6 年 1 月 30 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

令和 6 年能登半島地震の被災地域における
災害復旧工事等の労働者宿舎の設置等に関する当面の措置について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

被災地域における建設工事等の予定価格の設定については、「令和 6 年能登半島地震の被災地域における建設工事等の適正な入札及び契約について」（令和 6 年 1 月 10 日付け全建事発第 103 号にて通知）において、見積書を積極的に活用して積算する等、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること等を国土交通省より関係県等に依頼したとの内容を通知したところであります。

今般、令和 6 年能登半島地震の被災地域における災害復旧工事等において、被災地周辺に宿泊可能な施設がなく、現地に労働者用宿舎の設置やキャンピングカーの手配、倉庫を借り上げて宿泊施設とする場合等の費用が必要となった場合の費用計上について、国土交通省直轄工事における当面の措置が示され、関係県等に対し、別紙のとおりに通知されている旨、国土交通省より連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 国土交通省通知文

以 上

（担当）事業部 山中

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
令和6年1月29日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年能登半島地震の被災地域における
災害復旧工事等の労働者宿舎の設置等に関する当面の措置について

被災地域における建設工事等の予定価格の設定については、「令和6年能登半島地震の被災地域における建設工事等の適正な入札及び契約について」（令和6年1月9日付け総行行第556号・国不入企第26号）において、見積書を積極的に活用して積算する等、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること等を、関係県等に依頼したところです。

今般、令和6年能登半島地震の被災地域における災害復旧工事等において、被災地周辺に宿泊可能な施設がなく、現地に労働者用宿舎の設置やキャンピングカーの手配、倉庫を借り上げて宿泊施設とする場合等の費用が必要となった場合の費用計上について、国土交通省直轄工事における当面の措置が示され、関係県等に対し、別紙のとおり通知しておりますので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に当該事務連絡について周知していただきますようお願いいたします。

国不入企第27号
令和6年1月29日

新潟県主管担当部局長 殿
富山県主管担当部局長 殿
石川県主管担当部局長 殿
福井県主管担当部局長 殿
新潟市主管担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震の被災地域における
災害復旧工事等の労働者宿舎の設置等に関する当面の措置について

被災地域における建設工事等の予定価格の設定については、「令和6年能登半島地震の被災地域における建設工事等の適正な入札及び契約について」（令和6年1月9日付け総行第556号・国不入企第26号）において、見積書を積極的に活用して積算する等、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めるようお願いしたところです。

今般、令和6年能登半島地震の被災地域における災害復旧工事等において、被災地周辺に宿泊可能な施設がなく、現地に労働者用宿舎の設置やキャンピングカーの手配、倉庫を借り上げて宿泊施設とする場合等の費用が必要となった場合の費用計上について、別添のとおり、国土交通省直轄工事における当面の措置が示されたところです。各発注者におかれては、これを参考として、適切な積算に努めるようお願いいたします。

なお、各県におかれては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対して周知願います。

国 技 建 管 第 4 号
令 和 6 年 1 月 29 日

北陸地方整備局 技術調整管理官 殿

国土交通省
大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

令和6年能登半島地震の被災地域における
災害復旧工事等の労働者宿舎の設置等に関する当面の措置について

被災地域における直轄工事等の予定価格の作成については、「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」等により、必要に応じて見積りを活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適切に決定するよう周知しているところです。

今般、令和6年能登半島地震の被災地域における直轄の災害復旧工事等においては、被災地周辺に宿泊可能な施設がなく、現地に労働者用宿舎の設置やキャンピングカーの手配、倉庫を借り上げて宿泊施設とする場合等の費用が必要となった場合には、受発注者協議の上で、見積りを活用して適切に費用計上するようお願いいたします。